

三原市封筒広告掲載の募集要項

1 目的

三原市では、自主財源の確保と地域経済の活性化、地元企業の振興等を目的に、市が使用する封筒に掲載する広告を次のとおり募集します。

2 募集期間

令和7年10月1日（水）から令和7年10月31日（金）まで（土日祝日を除く）

3 募集内容

掲載する封筒	長形3号封筒 及び 角形2号封筒
掲載欄	封筒裏面（裏面に4枠の広告掲載欄を設定）
作成枚数※ ¹	長形3号封筒 16,000 枚 及び 角形2号封筒 6,000 枚
印刷色	紺色
募集枠数	20 枠
申込み可能枠数	1 枠 又は 2 枠 若しくは 4 枠
広告の大きさ※ ² （長形3号封筒）	1 枠申込み：縦 50 mm × 横 80 mm 2 枠申込み：縦 103mm × 横 80 mm 4 枠申込み：縦 103mm × 横 163mm
広告の大きさ※ ² （角形2号封筒）	1 枠申込み：縦 120mm × 横 100mm 2 枠申込み：縦 120mm × 横 205mm 4 枠申込み：縦 245mm × 横 205mm
広告掲載料	1 枠：50,000 円 2 枠：100,000 円 4 枠：200,000 円

※1 申込み枠数に関わらず、長形3号封筒を16,000枚、角形2号封筒を6,000枚作成します。

※2 2枠又は4枠申込みの場合、広告掲載欄の一部若しくは全部を結合し、掲載面を拡大します。

4 広告掲載レイアウト

「広告掲載レイアウト見本」のとおり

5 封筒の使用期間

令和8年3月（予定）から全ての封筒を使い切るまで（おおむね1年程度を想定）

6 掲載できない広告

- （1）法令に違反し、又はその疑いがあるもの
- （2）公序良俗に反し、又はその疑いがあるもの
- （3）政治性のあるもの又は選挙に関するもの

- (4) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- (5) 人権侵害、差別若しくは名誉毀損となるもの又はそのおそれがあるもの
- (6) 他人を誹謗し、中傷し、又は排斥するもの
- (7) 投機心若しくは射幸心をあおるもの又はそのおそれがあるもの
- (8) 内容が虚偽・誇大である等過度の宣伝に該当するもの又はそのおそれがあるもの
- (9) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- (10) その他、三原市公用封筒に掲載する広告として適当でないと市長が判断するもの

7 掲載の優先順位

申込みが募集枠数を超える場合は、次の順位で掲載する広告を決定します。

- (1) 国、他の地方公共団体及びこれに類するもの
- (2) 公社、公団、公益法人及びこれらに類するもの
- (3) 公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有するもの
- (4) (3) に掲げるもの以外の私企業又は自営業者で、市内に事業所等を有するもの
- (5) (3) 及び(4) に掲げるもの以外の私企業、自営業者等

上記によっても掲載する広告を決定できないときは、申込み順とします。

また同順位、同日郵送の場合は市役所に来庁いただき、くじ引きとする。

8 広告掲載の申込み

- (1) 三原市封筒広告掲載申込書に必要事項を記入し、財産管理課へ郵送又は持参してください。(令和7年10月31日(金) 必着)

- (2) 広告原稿は、申込み時又は申込み後に下記へデータで提出してください。

提出先 : zaisankanri@city.mihara.hiroshima.jp

※1 指定している枠の大きさで広告を作成してください。

※2 文字及びQRコードが小さい場合読み取れない事があります。

※3 新規広告の場合、後日画像データを提出いただきます。

- (3) 広告掲載可否の審査後、掲載決定通知又は不掲載決定通知を送付します。

掲載決定通知を受け取った後、同封の納入通知書で広告掲載料を支払い、承諾書を提出してください。

9 申込み・問合せ先

〒723-8601

広島県三原市港町三丁目5番1号

三原市財務部財産管理課(市役所本庁舎4階)

TEL : 0848-67-6012

FAX : 0848-67-6199